平成２３年（フ）第１８８号
兵庫県加古川市平岡町土山1221番地の18
破産者　株式会社クオリティ
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６７号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野1569番地２
破産者　有限会社内藤建設
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
岡山市中区雄町289番地１
破産者　小橋　泰史
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
岡山市北区出石町１丁目12番６号
破産者　セントラル建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
岡山市北区今３丁目15番１号
破産者　川崎　博則
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
広島県三原市港町３丁目21番30号
破産者　株式会社三原博善社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
広島県福山市御幸町大字中津原1747番地の１
破産者　瀬戸内海建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７６号
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
破産者　有限会社久保田建設
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２００号
群馬県伊勢崎市富塚町300番地６　さくらハイツ富塚201
破産者　野田　七郎
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９６号
さいたま市北区宮原町３丁目558番地　アイランドマンション２　503号
破産者　中田　政昭
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
さいたま市浦和区北浦和２丁目19番３―205号
破産者　細川　徳夫
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８３号
さいたま市岩槻区城南１丁目５番16―201号　ヴィラ城南Ａ棟
破産者　藤田　徹哉
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
兵庫県西宮市甲陽園西山町３番43―502号、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲陽園目神山町５―５―105
破産者　ぱっぷＨＯＵＳＥ阪神御影こと　五十嵐富夫
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１６号
名古屋市瑞穂区亀城町３丁目８番地の４　丸美タウンマンション亀城Ｂ棟313号
破産者　石原　明子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２２号
名古屋市緑区桶狭間上の山815番地
破産者　東　すみ子
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３１号
名古屋市港区当知４丁目1501番地　当知西荘４棟305号、開始決定時の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟217号
破産者　榊原　直美
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４２号
愛知県春日井市如意申町２丁目34番地８
破産者　絹笠　貴幸（旧姓坂）
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０１号
名古屋市千種区日和町１丁目４番４号
破産者　加藤久仁明
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１９号
名古屋市港区木場町６番地の36　スペリアシティ名南アネックスⅥ1101号
破産者　山下　治子
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６１号
名古屋市緑区神沢２丁目1903番地
破産者　後藤　舜弘
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１３号
名古屋市中川区服部４丁目1509番地　セピアコートオーナワ102号、開始決定時の住所名古屋市昭和区広路本町５丁目32番地の２
破産者　山田　正人
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部